FP	２級	個人

2021年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

２級　個　人

資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 90分			

★　注　意　★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

FP2級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（44歳）は、妻Bさん（41歳）、長女Cさん（８歳）および二女Dさん（６歳）との４人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を考えるうえで、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1976年11月13日生まれ・44歳・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（2020年12月までの期間）
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳　22歳　44歳

国民年金	厚生年金保険	
保険料納付済期間（29月）	被保険者期間（48月）	被保険者期間（213月）
	（2003年３月以前の平均標準報酬月額28万円）	（2003年４月以後の平均標準報酬額40万円）

(2) 妻Bさん（1979年10月15日生まれ・41歳・パート従業員）

- 公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（30月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの８年間（96月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（2012年４月16日生まれ・８歳）

(4) 二女Dさん（2014年12月22日生まれ・６歳）

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ 家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現時点（2021年１月24日）で死亡した場合に妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I. 「Aさんが現時点において死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある（　①　）』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級１級または２級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は（　②　）円（2020年度価額）となり、長女Cさんの18歳到達年度の末日終了後は（　③　）円（2020年度価額）となります」

II. 「遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（　④　）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が□□□月に満たないときは、□□□月とみなして年金額が計算されます」

〈語句群〉

イ．781,700　ロ．1,006,600　ハ．1,081,600　ニ．1,231,500　ホ．妻
ヘ．配偶者　ト．２分の１　チ．３分の２　リ．４分の３

《問２》 Aさんが現時点（2021年１月24日）で死亡した場合、《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の＜資料＞に基づき、妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、年金額は2020年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

＜資料＞

遺族厚生年金の年金額（本来水準の額）＝（ⓐ＋ⓑ）×$\frac{□□□月}{□□□月}$×$\frac{△}{○}$

ⓐ　2003年３月以前の期間分

平均標準報酬月額×$\frac{7.125}{1,000}$×2003年３月以前の被保険者期間の月数

ⓑ　2003年４月以後の期間分

平均標準報酬額×$\frac{5.481}{1,000}$×2003年４月以後の被保険者期間の月数

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「○」「△」で示してある。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問３》 Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんに係る遺族給付の各種取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

① 「Aさんの死亡後、妻Bさんが厚生年金保険の被保険者として働くことは可能性として考えられると思います。遺族厚生年金の年金額は、妻Bさんの総報酬月額相当額と基本月額との合計額が48万円を超えなければ、全額支給されますので、支給停止となるケースを過度に心配されることはないと思います」

② 「二女Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」

③ 「妻Bさんが受け取る遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額は、所得税法上、非課税所得となります」

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（40歳）は、預貯金を500万円程度保有しているが、上場株式を購入した経験がない。Aさんは、証券会社でNISA口座を開設し、同じ業種のX社株式またはY社株式（２銘柄とも東京証券取引所プライム市場上場）を同口座で購入したいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜財務データ＞（単位：百万円）

	X社	Y社
資産の部合計	920,000	720,000
負債の部合計	370,000	480,000
純資産の部合計	550,000	240,000
売上高	910,000	670,000
営業利益	90,000	40,000
経常利益	80,000	30,000
当期純利益	56,000	20,000
配当金総額	20,000	10,000

※ 純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜株価データ＞

X社：株価1,250円、発行済株式数５億株、１株当たり年間配当金40円

Y社：株価1,354円、発行済株式数２億株、１株当たり年間配当金50円

※ 《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

・少額投資非課税制度に係る非課税口座を「NISA口座」という。

・NISA口座内に設定される特定非課税管理勘定を「成長投資枠」という。

・NISA口座内に設定される特定累積投資勘定を「つみたて投資枠」という。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》《設例》のデータに基づいて算出される次の①～④を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。

① X社のROE

② Y社のROE

③ X社のPER

④ Y社のPER

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問５》 Mさんは、Aさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「PBRは、株価（時価総額）が企業の純資産（自己資本）と比べて割高であるか、割安であるかを判断するための指標です。PBRが１倍を下回るX社株式およびY社株式は割安と判断できます」

② 「一般に、配当利回りが高いほど、株主に対する利益還元の度合いが高いと考えることができます。Y社株式の配当利回りは50％であり、X社株式の配当利回りを上回ります」

③ 「一般に、自己資本比率が高いほど、経営の安全性が高いと考えられています。自己資本比率はY社よりもX社のほうが高くなっています」

《問６》 Mさんは、Aさんに対して、NISAについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「NISA口座で上場株式を購入する場合は、成長投資枠を利用してください。つみたて投資枠に受け入れることができる対象商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託やETFですので、上場株式をつみたて投資枠に受け入れることはできません」

② 「成長投資枠とつみたて投資枠は、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができませんので、どちらか一方を選択して、利用することになります」

③ 「2022年度税制改正によりNISA制度は改組され、2024年中に成長投資枠に新規で受け入れることができる非課税投資枠は、年間120万円から240万円に見直されています」

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんとの４人家族である。Aさんは、2023年10月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けた。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して、引き続き、X社に勤務している。なお、金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（60歳）　：会社員
・妻Bさん（53歳）　：専業主婦。2023年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を受け取っている。
・長女Cさん（25歳）：大学院生。2023年中の収入はない。
・母Dさん（84歳）　：2023年中に、老齢基礎年金60万円を受け取っている。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額：750万円
(2) 不動産所得の金額：▲150万円
　・損失の金額150万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む。
(3) 一時払変額個人年金保険（確定年金）の解約返戻金

契約年月	：2013年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：800万円
一時払保険料	：500万円

(4) X社から支給を受けた退職金の額：2,200万円
　・定年を迎えるまでの勤続年数は34年９カ月である。
　・「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問７》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜退職所得控除額＞
800万円＋（　①　）万円×(□□□年－20年)＝（　②　）万円
＜退職所得の金額＞
(2,200万円－（　②　）万円)×□□□＝（　③　）万円

《問８》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。

① 総所得金額に算入される一時所得の金額
② 総所得金額

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋８万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

《問９》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
② 「Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の控除額は、38万円です」
③ 「Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の控除額は、48万円です」

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（55歳）は、自動車メーカーに勤務する会社員である。2023年10月、M市内の実家（甲土地および建物）で１人暮らしをしていた母親が死亡した。法定相続人は、１人息子のAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

甲土地（地積：300㎡）は、最寄駅から徒歩５分に位置し、準住居地域に指定されている。周辺では宅地開発が進んでおり、築50年を超える実家の建物は、周りの建物に比べると、いかにも場違いな存在となっている。

Aさんは、他県に所有する持家に妻と子の３人で暮らしており、実家の売却を検討している。他方、先日、大手ドラッグストアのX社から「甲土地での新規出店を考えています。弊社との間で事業用定期借地権の契約を締結してもらえないでしょうか」との提案があり、Aさんは甲土地の有効活用にも興味を抱くようになった。

＜甲土地の概要＞

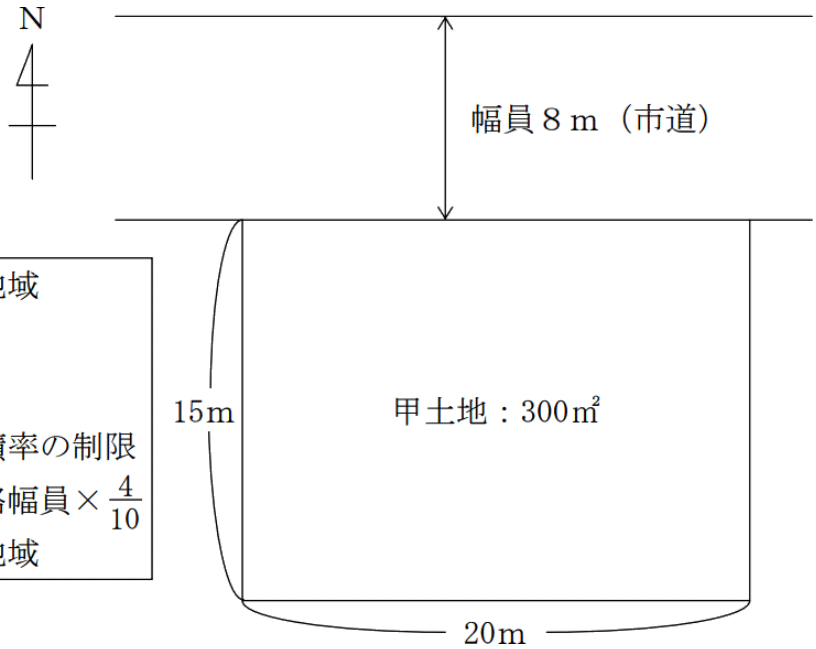

用途地域	：準住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：200％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

※ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
※ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

① 建蔽率の上限となる建築面積
② 容積率の上限となる延べ面積

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問11》 X社が提案する事業用定期借地権方式に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「事業用定期借地権方式とは、借主であるX社が甲土地を契約で一定期間賃借し、X社が建物を建設する手法です。本方式のメリットとして、土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができること、期間満了後は土地が更地となって返還される点などが挙げられます」

② 「事業用定期借地権等は、存続期間が10年以上30年未満の事業用借地権と30年以上50年未満の事業用定期借地権に区別されます。事業用定期借地権等の設定契約は、公正証書により作成しなければなりません」

③ 「X社が甲土地にドラッグストアの店舗を建設した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。自用地価額１億円、借地権割合60％、借家権割合30％、賃貸割合100％とした場合の甲土地の相続税評価額は8,200万円です」

《問12》 被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「本特例の適用を受けるための要件の１つとして、1981（昭和56）年５月31日以前に建築された家屋であることが挙げられます。実家の建物を取り壊して、甲土地を更地にした場合、本特例の適用を受けることはできませんので、本特例の適用を検討しているのであれば、建物は現況の空き家のままにしておいてください」

② 「本特例の適用を受けた場合の特別控除の額は最高3,000万円です。本特例と相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（相続税の取得費加算の特例）とは選択適用となりますので、有利なほうを選択するようにしてください」

③ 「本特例の適用を受けるためには、確定申告書に被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります。当該確認書は実家が所在する地域を管轄する法務局に申請し、交付を受けてください」

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2023年12月22日（火）に病気により79歳で死亡した。

Aさんは、自宅に自筆証書遺言を残しており、相続人等は自筆証書遺言の内容に従い、Aさんの財産を下記のとおり取得する予定である。また、妻Bさんは、死亡保険金2,500万円およびX社から死亡退職金5,000万円を受け取っている。

＜Aさんの親族関係図＞

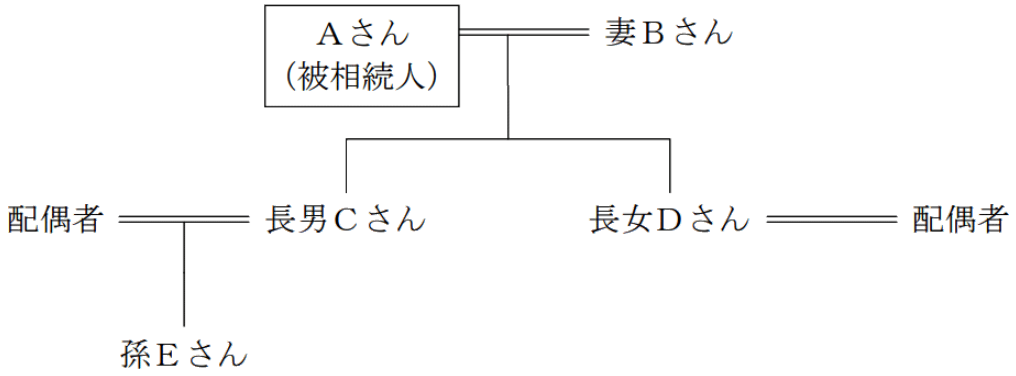

＜各人が取得する相続財産（みなし相続財産を含む）＞

① 妻Bさん（75歳）
　現金および預貯金 … 1,000万円
　自宅（敷地330㎡） … 1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）
　自宅（建物） … 500万円（固定資産税評価額）
　死亡保険金 … 2,500万円（契約者(=保険料負担者)・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）
　死亡退職金 … 5,000万円

② 長男Cさん（52歳）
　現金および預貯金 … 7,000万円
　X社株式 … ２億1,000万円（相続税評価額）

③ 長女Dさん（50歳）
　現金および預貯金 … 2,000万円

④ 孫Eさん（24歳）
　現金および預貯金 … 1,000万円

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I.「Aさんの相続が開始し、相続人が自宅に保管されていたAさんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、自筆証書遺言を（　①　）に提出して、その検認を請求しなければなりません」

II.「Aさんが2023年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（　②　）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

III.「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2024年（　③　）になります。申告書の提出先は、Aさんの（死亡時の）住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ．3　ロ．4　ハ．10　ニ．公証役場　ホ．家庭裁判所　ヘ．法務局

ト．9月22日（水）　チ．10月22日（金）　リ．11月22日（月）

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんが受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。妻Bさんが受け取った死亡保険金2,500万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は500万円となります」

② 「長女Dさんが遺留分に相当する財産を受け取ることができない場合、長女Dさんは、長男Cさんに対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。遺留分侵害額請求権は、相続の開始があったことを知った時から３カ月以内に行使しない場合、時効により消滅します」

③ 「孫Eさんは、相続税額の２割加算の対象になります」

《問15》 相続人等は《設例》の記載のとおり、Aさんの財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Ｂさんに係る課税価格	（　①　）万円
	長男Ｃさんに係る課税価格	２億8,000万円
	長女Ｄさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Ｅさんに係る課税価格	1,000万円
（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　②　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　③　）万円
	長女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　④　）万円

＜資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

〈© FP2級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① ヘ　② ニ　③ ロ　④ リ
問2	485,122(円)
問3	① ×　② ○　③ ○
第2問	
問4	① 10.18(%)　② 8.33(%)　③ 11.16(倍)　④ 13.54(倍)
問5	① ×　② ×　③ ○
問6	① ○　② ×　③ ○
第3問	
問7	① 70(万円)　② 1,850(万円)　③ 175(万円)
問8	① 125(万円)　② 550(万円)
問9	① ○　② ○　③ ×
第4問	
問10	① 210(㎡)　② 600(㎡)
問11	① ○　② ○　③ ×
問12	① ×　② ○　③ ×
第5問	
問13	① ホ　② ロ　③ チ
問14	① ×　② ×　③ ○
問15	① 7,000(万円)　② 4,800(万円)　③ 1,790(万円)　④ 8,520(万円)